

件名 愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

主管課 財政課

根拠法令等

【改正の概要】

各選挙区において選挙すべき議員の数についての一部改正

〔旧〕		〔新〕	
選挙区	議員数	選挙区	議員数
宇摩郡選挙区	1人	(削除)	(削除)
東宇和郡選挙区	2人	(削除)	(削除)
川之江市選挙区	1人	(削除)	(削除)
伊予三島市選挙区	1人	(削除)	(削除)
(追加)		四国中央市選挙区	3人
(追加)		西予市選挙区	2人

施行日 平成16年4月1日

【その他参考事項】